

# 鳥獣被害防止総合対策事業（クマ特別対策事業）における捕獲計画

事業実施主体：占冠村鳥獣被害対策協議会

## 1. 目的

本地域を含む日高夕張地域のヒグマの推定生息数は、北海道の推計において過去30年余に渡り概ね漸増を見せており、今後も当面、高い水準で推移すると予測される。占冠村内における過去10年の統計においては、大きな年次変動を経ながらも絶えず生息情報があり、直近令和5年を筆頭に度々大量出没年があった。今後もミズナラ豊凶のほか不可測の環境要因によりヒグマが特異的な活動様態を見せる可能性は大であり、農業被害だけではなく、農業者の人身被害を引き起こす懸念も拭えない。このことから、被害発生時の捕獲とともに、平時からヒグマの生息情報を収集して行動予測と被害予防を講じていくことが増々求められている。

ヒグマによる各種被害に対して直接的に対応する捕獲作業については、ヒグマの生息地である限り不可避の恒常的なミッションであり、時限的な特別対策事業に依ることは妥当ではない。一方、市町村主体の生息状況調査や行動予測は実績に乏しく、事業化に際して多分に実験的要素の大きい分野であり、特例的財源を求めるべきところである。そこで本事業においては専門の研究教育機関により集中的な調査努力を投下し、その結果を評価するなかで、当事業の形態を簡略化する方向で新たに市町村の恒常的な業務形態を立ち上げていくことを目的とする。ヒグマの行動調査と、それに関連付けられる被害構造の事例を集めるため、潜在的な人身事故リスク、放牧家畜被害リスクが高いと目される地区にフォーカスし、効果の高い調査手法と生息環境管理、捕獲手法を開発できるよう努める。

## 2. 目標

### (1) 実施方針

占冠村内において潜在的に農業従事者人身事故リスク、放牧家畜被害リスクが高いと目されるトマム地区（字上トマム、字中トマム、字下トマム）を主要な実施区域として、電波標識装着による行動調査、踏査による生息環境評価、ヘアトラップによる遺伝子情報分布調査を展開する。これらの結果と通常被害情報集計を勘合し、被害発生構造および軽減、予防方法の検討を行う。ヒグマ個体の行動範囲は地区を越えて広がることが予想されるため、当事業のための生体捕獲作業の立地は村全域より選定する。また対象地区の特性を明らかにするため、生息環境調査、ヘアトラップ調査も村全域で展開する。

### (2) 目標捕獲頭数

7頭（学術捕獲の許可頭数）

3. 事業実施体制等に係る項目

(1) 構成市町村、構成機関と役割分担

範囲	構成機関	役割分担
占冠村	占冠村役場（農林課）	全体統括、村内調整、村内広報、 調査随行（安全管理）
	酪農学園大学（野生鳥獣管理学研究室）	捕獲許可申請業務、生体捕獲、標識個体追跡、 生息環境調査、ヘアトラップ調査、調査報告

(2) 農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーや学識経験者等第三者との協議や意見聴取の機会の設定

①捕獲計画の作成段階

第三者（鳥獣保護員 高橋勝美氏）から、計画案について助言を得る。

②クマの有害捕獲対策の実施・推進段階

第三者（鳥獣保護員 高橋勝美氏）から、事業期間の中盤頃にさらなる事業の推進に向けた対応方策や捕獲計画の変更について助言を得る。

③捕獲計画（捕獲目標等）に対する事業成果（捕獲効率含む）の評価段階

第三者（鳥獣保護員 高橋勝美氏）から、事業の評価に当たって評価手法及び評価結果について意見聴取する。

4. 事業の対象地域内の全ての市町村における①被害防止計画の作成状況、②第二種特定鳥獣管理計画の作成状況等

①占冠村鳥獣被害防止計画を作成済み（計画期間：令和7年～9年）。

②北海道エゾシカ管理計画（第6期）を道が作成済み（令和4年4月～令和9年3月）

5. 生息状況調査等の結果に係る項目（生息状況、生息数、捕獲状況、被害状況等）

(1) 生息状況

クマの生息地域は、村内地域全域に及んでいる。

(2) 生息数

占冠村の生息数については、北海道ヒグマ管理計画（第2期）の令和4年の推定個体数を基に、日高・夕張地域の推定個体数の95%信頼区間の下限2136頭および上限8146頭に占冠村の森林面積52,710haを乗じ／日高・夕張地域の森林面積1,403,400haで除して、80～306頭と推定する。

※森林面積は令和4年度「北海道森林統計」による。

(3) 捕獲と被害状況

令和元年度以降の年度別の被害状況及び捕獲頭数の推移を下表に示す。

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
被害金額(千円)	636千円	335千円	557千円	32千円	159千円	382千円
被害面積(ha)	2.4ha	0.3ha	2.27ha	0.2ha	0.28ha	0.50ha
捕獲頭数(頭)	10頭	4頭	9頭	10頭	11頭	6頭

## 6. 捕獲の対象地域等（クマ特別対策を実施する位置等を記載）

占冠村内全域（別添のとおり）

## 7. クマの捕獲の内容

### （1）捕獲体制（生体捕獲）

捕獲者は、ヒグマの行動調査に精通し、麻酔薬取扱いの資格を有し、学術捕獲用箱わなによるヒグマ生体捕獲と放獣の経験を有する技能熟練者でかつ過去10年以内に狩猟関係法令に違反したことがない者とする。本件の捕獲許可は学術調査目的で捕獲者が申請するものとし、合わせて危険猟法の許可を受けるものとする。

生体捕獲作業においては不測の事態に備えて銃による捕殺の態勢を備えることとし、占冠村職員および村の捕獲従事者が被害防止目的の捕獲許可を受けて対応する。

### （2）目標捕獲頭数等に係る内容

当期中最多4頭の行動調査を想定し、標識装着に適さない小型個体の捕獲や装置の早期脱落に備えて7頭を上限とする捕獲許可を受ける。2頭の行動調査を開始するまでは条件の許す限り捕獲努力を継続し、以降の追加捕獲の是非は調査データの収集状況を勘案して決定する。捕獲地点は占冠村内全域から選定する。

被害防止のための捕獲（銃）に至る場合、村がほか一般も含む捕獲許可を受けた合計15頭の中で対応する。

### （3）捕獲方法

学術目的で箱わなによる。また被害防止目的で銃による。

### （4）捕獲期間

指令の日～12月31日

### （5）捕獲に要する経費

委託研究事業は生体捕獲、行動調査、生息環境調査、ヘアトラップ調査、報告事務を含めた委託研究事業として一括して取り扱う。

被害防止のための捕獲（銃）はクマ（成獣）について8,000円/頭を占冠村鳥獣被害対策協議会から交付する。

### （6）捕獲個体の確認方法や捕獲個体処理に関する取り決め

1. 生体捕獲では、捕獲個体を村の職員が確認し、捕獲場所並びに捕獲日の分かるタグ付け写真、個体の計測データごとに整理し、放獣作業にあたった人員の日付写真で管理する。購入資材は、請求書並びに領収書の日付が事業期間内で取り交わされたことを確認する。宿泊費並びに日当支払は、別途協議会が定める作業報告書により確認する。
2. 被害防止目的の捕獲（銃）を伴った場合は、野生鳥獣処理加工施設「ジビエ工房森の恵み」へ搬入し村の職員が確認する。捕獲個体処理方法は、ジビエ工房「森の恵み」での食肉加工を基本とし、処理で発生する残渣物は、上川郡新得町上佐幌 サホロ畜産事業協同組合での化成処分を基本とする。

(7) 捕獲目標に対する事業成果の評価方法の設定

生体捕獲で得られた2頭の行動追跡結果とこれに付随する生息環境調査、並びにヘアトラップ調査によって、対象地域におけるヒグマの行動特性とその要因について知見をもたらすことを第一の評価点とし、これを以て被害防止に向けた指針を見出すことを第二の評価点とする。さらに当事業における調査努力と取得結果を勘案し、将来的に市町村が独力で行うヒグマ生息状況調査の事業モデルについて提言を得ることを第三の評価点とする。事業期間中の捕獲の成否は不確実であり、また遺伝子情報の解析にも時間を要するため、進捗状況に応じて適宜、当対象地域の当実施者による過去年の調査データの援用を可として成果を追求することとする。

当事業において得られたデータは占冠村の施策に幅広く活用するほか、村の承諾を得て実施者がその全部もしくは一部を研究成果として適宜発表することを可とする。

(8) その他

特になし

8. 生息環境管理の内容（実施体制、実施内容、実施範囲、ゾーニングの考え方・方針）

当事業期間中、占冠村内では住民や農業者に呼びかけて住宅周辺、農地周辺を中心に誘引物除去や草刈り等の生息環境管理を推進するが、当事業には含めない。当事業の成果を以て、将来により効果的な生息環境管理を実現することを期する。

9. 追払いの内容

(1) 追払い体制

当事業による行動調査中の個体については、基本的にディスターブを排しての調査継続が望ましいが、調査中に人や家畜への被害の発生もしくはその可能性が高まった場合には、被害防止のための捕獲（捕殺）を行う。農作物被害発生時の対応は、取得データの価値と勘案して農業者と協議いて定める。農作物被害防止目的の箱わな捕獲の場合もこれに準ずる。捕獲に至らない状況においては、被害予防と調査継続を期して適宜、追払いを実施する。実施の判断と実施は村の担当職員により、実施時に追払いの不調を生ずる場合、その場で適宜、被害防止目的の捕殺に移行する。

(2) 追払いに要する経費（使用機材を含む）

特になし

10. 人材育成活動の内容（具体的な内容を記載）

教育研究機関による事業の実施は所属学生の教育課程を兼ねており、事業の実施自体が、我が国の野生鳥獣管理を様々な分野で担う人材の育成を強力に推進するものである。また本事業の進捗や結果は占冠村の普及啓発活動によって域内に伝達され、捕獲従事者を始め一般の住民に至るまでヒグマに対する基礎知識、対応技能の向上に資することが期待される。

11. クマの日当払い及び頭数払いの単位当たりの単価とその財源

日当払い（生態捕獲等）： 20,700 円/日（うち国費 20,700 円、県費 0 円、市町村費 0 円）

※普通作業員単価

頭数払い（被害防止）： 38,000 円/頭（うち国費 8,000 円、県費 0 円、市町村費 30,000 円）